

とことこ みやこ SNS アカウント利用に関する運用規程

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 当該アカウントの利用に関するガイドライン（第5条―第10条）

附則

第1章 総則（第1条―第4条）

（目的）

第1条 この規程は、沖縄県総務部宮古事務所総務課（以下「宮古事務所総務課」という。）で離島観光活性化促進事業（以下「実施事業」という。）の広報媒体としてインターネットを利用する SNS の活用を積極的に行い、宮古観光の情報を閲覧できるようにするための「とことこみやこ SNS アカウント（以下「当該アカウントという。）」の利用に関するガイドラインを定め、及び当該利用に関し必要な運営上の取扱いその他の措置又は処理を定めることにより、SNS が持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、実施事業に関する情報発信、また各事業参加者との情報共有及びネットワークを形成することを目的とする。

（管理者）

第2条 実施事業における当該アカウントを管理する者（以下「管理者」という。）は宮古事務所総務課長とする。

（運用者）

第3条 実施事業における当該アカウントを運用する者（以下「運用者」という。）は管理者が指名した宮古事務所総務課の職員又は、管理者が許可した第三者とする。

（適用範囲）

第4条 この規程は、宮古事務所総務課が事務を分掌している離島観光活性化促進事業の実施において、運用者による当該アカウントの運用について適用する。

第2章 当該アカウントの利用に関するガイドライン（第5条―第10条）

（基本原則）

第5条 実施事業における当該アカウントの運用は、次の事項を基本原則として行わなければならない。

- (1) 実施事業における当該アカウントの運用者は、県事業の公的な SNS アカウント運用するものとしての自覚と責任をもって投稿（SNS で閲覧できるように必要な操作を行うことをいう。以下同じ。）を行うこと。
- (2) 運用者は、法令（条例規則を含む。以下同じ。）、この規程及び県のパブリシティを行う部署が定める規程を遵守して行うこと。
- (3) 運用者は、職務上知り得た秘密及び個人情報の取扱いと管理に十分に注意を払うこと。
- (4) 運用者は、当該アカウントを閲覧する者（以下「閲覧者」という。）の基本的人権、著作権その他の利益を侵害しないこと。
- (5) 運用者は、公序良俗に反する発言その他の情報発信を行わないこと。
- (6) 運用者は、その利用する情報の信頼性を確保し、常に正確な情報を発信すること。
- (7) 運用者は、閲覧者が誤解することがないように、簡潔かつ適切な情報の発信を行うこと。
- (8) 運用者は、閲覧者が閲覧した情報に関し、当該閲覧者から問い合わせがあった場合には、冷静かつ誠実に対応できるようにすること。

（禁止事項）

第6条 運用者は、実施事業において当該アカウントの利用に関し、次の事項を行ってはならない。

- (1) 特定の個人、団体又は企業についての誹謗中傷となる投稿、不敬な投稿等を含む情報

を投稿すること。

- (2) 人種、思想、信条、居住、職業その他で差別し、又は差別を助長する可能性がある投稿を行うこと。
- (3) 運用者が考える個人的な意見の情報を投稿すること（運用者があらかじめ上司の判断を求め、それに対し上司の判断により当該利用者の個人的意見を投稿とすることが SNS の運用上適当であると判断される場合を除く。）。
- (4) 法令に違反する行為又は法令に違反する行為をあおる情報を投稿すること。
- (5) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を投稿すること。
- (6) 県及び県以外の者の権利その他の利益を侵害する情報又は侵害する可能性がある情報を投稿すること。
- (7) わいせつな内容を含む情報を投稿すること。
- (8) 単なる噂に関する情報、単なる噂を助長させる情報その他信頼性が確保できない情報を投稿すること。
- (9) 県の重要な施策に係る意思決定過程における情報を発信すること（県が閲覧者の意見を求める目的で発信する場合を除く。）。
- (10) 県職員以外の者に投稿をさせること。ただし、管理者が必要と認めた第三者についてはこの限りではない。
- (11) 他の SNS アカウントのページにコメントすること。
- (12) 他の SNS アカウントのページをお気に入りに登録すること。
- (13) 他の SNS アカウントとシェア（写真及びリンク等を共有することをいう。）を行うこと。ただし、一般社団法人宮古島観光協会及び当該アカウントの情報共有を目的とする管理者が必要と認める第三者についてはこの限りでない。
- (14) その他当該アカウントの利用における禁止事項として管理者が定めること。
- (15) 他の SNS アカウントのページにおいて、「いいね」機能（他の SNS 利用者が発信した情報に対し、共感を伝える機能をいう。）を使用すること。
- (16) その他 SNS の利用における禁止事項として宮古事務所総務課長が定めること。
（なりすましに対する対応）

（アカウントの登録）

第7条 当該アカウントにおいて使用する名称は、「とことこみやこ」とする。

2 当該アカウントを登録する場合に使用するメールアドレスは、宮古事務所総務課が定めたメールアドレスとする。

3 当該アカウントにおいて使用するパスワードは、管理者が別に定めるものとする。この場合において、管理者は、当該パスワードを運用者のみに通知するものとする。

（情報の発信）

第8条 運用者は、SNS を利用して情報を発信する場合は、管理者の許可を得なければならない。ただし、実施事業に係る情報を発信する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者の許可を得ずに情報を発信することができる。

- (1) すでに一般に周知されている情報を発信する場合
- (2) 以前発信した情報を再度発信する場合
- (3) 実施事業の現況や結果等に係る情報を発信する場合

第9条 宮古事務所総務課は、沖縄県宮古事務所のホームページに当該 SNS アカウントを表示することにより、当該 SNS アカウントを宮古事務所総務課が運用していることを明らかにし、なりすまし（宮古事務所総務課が使用する当該アカウントに類似する名称の SNS アカウント（以下この条において「なりすましアカウント」という。）を利用することにより、宮古事務所総務課が当該なりすましアカウントを利用して情報を発信したものと閲覧者に誤認させ

る行為をいう。)を防止するものとする。

2 宮古事務所総務課は、なりすましアカウントを発見した場合は、SNS を利用して当該なりすましアカウントが存在することに関する情報を発信するとともに、沖縄県宮古事務所のホームページに当該情報を掲載するものとする。

3 宮古事務所総務課は、なりすましアカウントを発見した場合は、SNS ヘルプセンターに違反の報告をし、当該なりすましアカウントの削除を依頼しなければならない。

(SNS アカウントの削除)

第10条 宮古事務所総務課は、運用者が宮古事務所総務課の当該アカウントを使用して法令及びこの規程に反する重大な利用違反又は不正利用を行った場合は、直ちに当該アカウントの該当する投稿を削除しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。